

公 告

徳島県厚生連労働組合から二〇二四年度年度末一時金要求・二〇二五年春期要求に関して令和七年二月二十五日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和七年二月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

阿南市宝田町川原六・一

阿南医療センター

吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島二二〇

吉野川医療センター

阿波市市場町市場字岸ノ下一九〇・一

阿波病院